

久喜市森林整備計画

令和5年3月

計画期間

自	令和	5年	4月	1日
			}	
至	令和	15年	3月	31日

埼玉県

久喜市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	3
1	森林整備の現状と課題	3
2	森林整備の基本方針	3
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準	8
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	9
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	10
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
3	その他必要な事項	12
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	13
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4	その他必要な事項	13
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	13
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	13
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	13

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	13
4	その他必要な事項	13
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	14
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	14
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	14
3	作業路網の整備に関する事項	14
4	その他必要な事項	14
第8	その他必要な事項	15
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	15
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	15
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	15
Ⅲ	森林の保護に関する事項	16
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	16
2	その他必要な事項	16
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	16
2	鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	16
3	林野火災の予防の方法	16
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	17
5	その他必要な事項	17
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	18
1	保健機能森林の区域	18
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	18
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	18
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	19
1	森林経営計画の作成に関する事項	19
2	生活環境の整備に関する事項	19
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	19
4	森林の総合利用の推進に関する事項	19
5	住民参加による森林の整備に関する事項	19
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	19
7	その他必要な事項	19

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

久喜市は都心から北に 50 km、埼玉県 of 北東部に位置し、面積は 82.4 km²である。地形は、ほぼ平坦で、気候は、内陸性の太平洋気候に属し、夏季は高温多湿、冬季は低温乾燥という特徴を示す。また、平均気温は、約15℃、年間降水量は、約 1,160mm である。民有林面積は12ha(うち市森林整備計画対象林面積4ha)である。そのほとんどはクヌギ・コナラ等を中心とした広葉樹二次林であり、小面積の森林が散在している。

これら都市部に残された貴重な森林を、生活環境の保全及び保健休養機能等の公益的機能を高める視点を軸に整備を進めるものとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的考え方

森林の整備に当たっては、現状と課題を踏まえ、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業を実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

森林を「快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林」に区分した本市においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

イ 森林施業の推進方策

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意すると共に、伐採後は、必要に応じて造林を行うものとする。目的樹種の成長を阻害する場合など必要に応じて保育を行うものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材林以外)
全 域	35 年	40 年	35 年	50 年	10 年	15 年

注) この標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は択伐施業を原則とする。

択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて一定程度ごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のアからオに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の育成状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、風害等の各種被害の防止、風致の維持に配慮する。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

3 その他必要な事項

造林については、起工、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地を確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林においては人工造林とすることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種
人工造林の対象樹種名	クヌギ、ケヤキ、コナラ、スギ、ヒノキ

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は久喜市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

なお、樹種の選定にあたっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などにも考慮すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)
スギ、ヒノキ 広葉樹	疎仕立て	概ね 1, 500
	中仕立て	概ね 2, 500
	密仕立て	概ね 3, 200

(注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は久喜市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的方法
地こしらえの方法	区域内の立木・かん木・笹・雑草類は地ぎわから伐倒し又は刈り払うこと。
植付けの方法	植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。
植栽の時期	2月～6月下旬までに行うものとする。

ウ 複層材化を図る場合の植栽本数

(上層木伐採率) × (標準的な植栽本数) 以上を植栽する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を、人工造林すべき期間として定める。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ、コナラ、ケヤキ、カエデ
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
クヌギ、コナラ、ケヤキ、カエデ	10,000本/ha

イ 天然更新すべき本数

樹種	天然更新すべき立木本数
クヌギ、コナラ、ケヤキ、カエデ	3,000本/ha以上

ウ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
ぼう芽更新 (芽かき)	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。

エ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「埼玉地域森林計画における天然更新完了基準」に基づいて確認することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、2の(1)によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる、成育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000本/haとする。

天然更新を行う際には、その本数の10分の3を乗じた本数以上の本数(草丈以上のものに限る)を更新すべき本数とする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定める。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

該当なし

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数	標準的な方法
下刈	広葉樹	適宜	必要に応じて行うものとする。
除伐	広葉樹	適宜	下層植物の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて不要木及び不良木の除去を行う。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし

イ 森林施業の方法

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①の森林など、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を維持すべき森林を別表1により定める。

① 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能が高い森林等。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定める。

イ 森林施業の方法

森林施業方法として、アの①に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

また、アの①に掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

アの①の区域については、推進すべき森林施業の方法ごとに別表2により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 森林施業の方法

該当なし

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	全域	4 ha
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		

【別表2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	全域	4 ha
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
該当なし
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
該当なし
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
該当なし
- 4 その他必要な事項
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
森林施業の共同化を促進する。
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
該当なし
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
森林施業の共同化を効果的に推進するため、森林所有者等が共同して森林施業を実施する際には、以下の事項に留意するものとする。
(ア) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項を予め明確にしておくこと。
(イ) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法を予め明確にしておくこと。
(ウ) 共同施業実施者の一が（ア）又は（イ）により、明確にした事項につき遵守しない事により、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、予め、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。
- 4 その他必要な事項
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

該当なし

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

該当なし

イ 細部路網の維持管理に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所については引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図ることとする。

森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うものとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、関係行政機関、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害については、関係行政機関、森林所有者等の連携による防護柵の設置等の被害対策、鳥獣保護管理施策や農業被害対策と連携した取組等を行う。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、森林巡視を行うとともに、地域住民に対する防火対策のた

めの広報活動を行い普及啓発等を行う。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

(1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

(2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(4) IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

該当なし